

私たちと無関係か

行政はもともと手続の化け物で、裁判所と同じく役所もできれば避けて通りたい、と考える人は多いだろう。行政手続に関する研究には四十年近い蓄積があるが、一般人の関心は今でも高くない。何か厄介なものかもしれないが自分には関係ない、というところだろう。

しかし、ここには二つの誤解がある。行政手続法は、私人のために行政に厄介なことをさせる法律である。また、行政手続法は、大方の人に直接には関係ないとしても、今後私たちの生活の質に相当の影響を及ぼす可能性が高い。

制定の背景

行政手続法は、細川内閣の下で制定され、この十月一日から施行されているものであるが、同一内容の法案は宮沢内閣によって既に提出されており、この時は衆院解散のあおりで可決されなかったままで、各党派の間に大きな対立はなかった。内容を絶賛する人はいないかもしれないが、制定の積極的意義は、関心ある誰もが認めている。行政法学者からの辛抱強い働きかけがなければここまで至らなかつたであろうが、制定に向けて政治過程を動かした力の最たるものは、内外の有力な事業者からの、規制緩和の要望であろう。

行政手続法の制定・施行

法学部公法講座 ◆ 佐伯祐二

わが国における許認可などの営業規制が、しばしば既存の業者を優遇するシステムの一環をなしていることは、日米構造障壁協議などの外圧により、また国内では宅急便のような急成長した新規の事業者により、強く批判されてきた。行政手続法の制定は、営業規制の改善ないし透明化を図るための一つの重要な手段と考えられたのである。

行政手続法の概要

右の事情から予想されるように、この法律の特徴は、他の先進諸国では早くから発達してきた古典的な手続的保護の要請に込めること——すなわち、私人の自由・財産への個別的な行政介入に先立つ適正な手続の保障——に主たる目的を限定している点にある。

第一に、許認可などの申請については、個別の法令上の判断基準が往々にして不明確であり、行政の意に沿わない事業者の申請が単に放置される嫌がらせもある実態に対処するため、行政は申請の可否の判断基準を公にした上で、適正な形式の申請については相当な期間内に可否の判断を下さなければならず、申請を認めない処分をする場合には理由を示さなければならぬものとされた(5条、8条)。

第二に、行政が国の法令に基づいて不利益処分(例えば許認可の取り消し、停止の処分)を発動しようとする場合、

告知板

◎ 広島大学グリークラブ

定期演奏会

▽期日 十二月十八日(日)
開場：午後一時三十分
開演：午後二時

▽会場 広島国際会議場フェニックスホール
鑑賞券 六百元(全席自由)
▽指揮 浅井 拡
岩本 英明
徳田 武

▽ピアノ伴奏 山田 潤次
難波 正明

▽曲目

- I 男声合唱組曲「木下夕爾の三つの歌」
木下夕爾作詞 清水 修作曲
- II 男声合唱組曲「木下李太郎の詩から」
木下李太郎作詞 多田武彦作曲
- III We love spirituals
川崎 洋の詩による五つの男声合唱組曲
「やさしい魚」
川崎 洋作詞 新美徳英作曲

◎ 第32回広島大学

邦楽部主催 邦楽演奏会

▽期日 十二月十一日(日)

開場：午後一時
開演：午後一時三十分
▽会場 東区民文化センター大ホール
入場料 四百円

- ▽曲名
- ・ 八千代獅子
- ・ 青島
- ・ 磯千鳥
- ・ 船の夢
- ・ 二つの田園詩
- ・ ながれ
- ・ 風三章

その相手方である私人は、裁判手続に近い聴聞手続または書面による異議・弁明提出の手続による防御を権利として認められる(13条、31条)。

第三に、これは先進国の中では日本に顕著な行政指導の多用を前提としているが、行政指導は(相手方が書面化を求める場合には)原則として書面でないことが要求され、また、事実上の強制を伴う行政指導は広く違法とされる(32条、35条)。

以上の規律は、従来個別の法律により認められていたものを超える一般的な要求であり、私たちの大半が給与所得者(またはその予備軍)であって営業の許認可などに直接係わりあうことはないにしても、消費者として関心を持つてよいはずのものである。

今後の展望

ようやく動き出した本法は、既存の行政との妥協の産物でもあり、社会保険給付や納税、国立学校の利用といった、一般庶民に縁の深い事柄には適用がない。すなわち、これらの領域では従来の手続に変更を加えないように規定されている。例えば、わが広島大学の学生さんが、退学・停学処分を食らう場合、現在でも事前の告知・異議聴取の機会を要求する法令は存在しない(私としては憲法の解釈論としてそのような手続要求を導きたいが、裁判所が

これを認める可能性は低い——ただ、わが同僚諸氏が無体なことをされるとも思えないが)。本稿のはじめに「無関係ではない」といった消極的な言い方をしたのは、このような事情による。判例法の展開に期待しにくいわが国では、新たな法令の制定が望まれよう。なお、この他、自治体の行政と行政手続法の関係など、触れるべき論点はたくさんあるが、紙幅の制約のため割愛するほかない。せめて法学部の学生さんには、各自勉強してもらいたい。



▲まだわずかししか刊行されていない行政手続法に関する文献

プロフィール

(さえき・ゆうじ)

◆一九五八年生まれ
◆姫路獨協大学法学部に七年勤めた後、一九九四年四月から本学に勤務

◆主な関心は、日米の行政法の比較研究



◎第32回 フェニックス駅伝

期日 十二月十一日(日)
コース 広島大学西条キャンパス周辺
部門 男子の部(中学生以上、一般・男子)
女子の部(小学生男女、中学生以上、一般・女子)

◎広島大学吹奏楽団 第30回定期演奏会

▽期日 十二月十八日(日)
開場 十二時三十分
開演 十三時
▽場所 広島郵便貯金ホール
▽入場料 五百円
▽曲目 S・プロコフィエフ：バレエ音楽「シンデレラ」より
J・バーンス：パガニーニの主題による幻想交響曲 他

◎広島大学遺伝子実験施設 第9回公開学術講演会の開催について

左記のとおり開催されますので、お知らせします。

記

1. テーマ 遺伝子の基礎研究とその応用
2. 日時 平成六年十二月二日(金) 十三時
3. 場所 総合科学部 1棟10号教室
4. 会費 無料
5. 連絡先 広島大学遺伝子実験施設 (内六二七二) 〒724 広島市鏡山一丁目4番2号